

(議) 第 1 号

米国のイラク攻撃反対及び平和的解決に関する意見書提出の件

上記の議案を秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第 1 号）第14条の規定により提出する。

平成15年 3 月12日

提 出 者
秋田市議会議員 加賀谷 正 美
外43名

秋田市議会議長 高 橋 智 徳 様

米国のイラク攻撃反対及び平和的解決に関する意見書

米国のブッシュ大統領は、イラクが大量破壊兵器を開発・保有していることを理由に、同国への武力攻撃の準備を着々と進めている。すでにイラク政府は国連による査察を受け入れ、一応の協力姿勢を示しているが、依然、一触即発の状況が続いている。

イラク政府は、直ちに大量破壊兵器の開発を中止し、廃棄しなければならないが、同国が大量破壊兵器を保有しているという疑いだけで、米国の先制軍事攻撃を正当化することには至らないこともまた明らかである。

国連憲章は、武力攻撃を受けた場合に安全保障理事会が適切な措置をとるまでの間の一時的な自衛のため以外、一切の武力行使を禁じている。主権国家の政権打倒を公然と主張し、圧倒的な武力で威嚇しながら、戦争を準備するブッシュ政権の行為は、明らかに国連憲章と国際法に反する行為である。

米国が実際にイラクを攻撃すれば、イラクの多くの罪なき民衆が傷つくと同時に、中東情勢は一層不安定になることが予想される。また、日本国民の多くは、米国のイラク攻撃に反対しているとともに、米国の武力行使を日本が支持した場合には、日本の平和と安全、国民生活が脅かされることを強く懸念している。

よって、国においては、憲法の平和条項を生かして、国連憲章の理念に沿った査察の継続、充実強化による平和的解決に向けての国際世論を広げ、米国の武力攻撃事態を回避するために全力を尽くすよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年 3 月12日

秋田市議会議長 高 橋 智 徳

